

自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Kirayaka Bank

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「自己資本比率告示又は告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

なお、平成26年3月期から改正後の自己資本比率規制が国内基準行に対し適用されているため、平成26年9月期は改正後の告示に定められた算式に基づき、自己資本比率を算出しております。

自己資本の構成に関する開示事項(連結)

(平成25年9月期)

(単位：百万円)

項目		
基本的項目 (Tier 1)	資本金	22,700
	うち非累積的永久優先株	—
	新株式申込証拠金	—
	資本剰余金	27,907
	利益剰余金	8,111
	自己株式(△)	—
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額(△)	485
	その他有価証券の評価差損(△)	—
	為替換算調整勘定	—
	新株予約権	—
	連結子法人等の少数株主持分	1,153
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—
	営業権相当額(△)	—
	のれん相当額(△)	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	59,386
	繰延税金資産の控除金額(△)	—
計 (A)	59,386	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,806
	一般貸倒引当金	1,348
	負債性資本調達手段等	6,100
	うち永久劣後債務(注2)	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	6,100
	計	10,255
うち自己資本への算入額 (B)	10,255	
控除項目 (C)	—	
自己資本額 (D)	69,641	
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	604,083
	オフ・バランス取引等項目	7,943
	信用リスク・アセットの額 (E)	612,027
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G) / 8%) (F)	40,323
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	3,225
	計(E) + (F) (H)	652,350
連結自己資本比率(国内基準) = (D) / (H) × 100 (%)	10.67	
(参考) Tier 1比率 = (A) / (H) × 100 (%)	9.10	

(注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(平成26年9月期)

(単位: 百万円、%)

項目		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	60,384	
うち、資本金及び資本剰余金の額	50,607	
うち、利益剰余金の額	10,288	
うち、自己株式の額 (△)	—	
うち、社外流出予定額 (△)	511	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	—	
うち、為替換算調整勘定	—	
うち、退職給付に係るものの額	—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,187	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,187	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	6,100	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,438	
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	248	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 70,359	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	722
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	722
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	895
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	223
自己保有普通株式等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) —	—
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ))	(ハ) 70,359	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	636,023	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 18,885	
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	722	
うち、繰延税金資産	577	
うち、退職給付に係る資産	223	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 25,828	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額	5,419	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	39,788	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 675,812	
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	10.41 %	

自己資本の構成に関する開示事項(単体)

(平成25年9月期)

(単位：百万円)

		項目	
基本的項目 (Tier 1)	資本金		22,700
		うち非累積的永久優先株	—
	新株式申込証拠金		—
	資本準備金		20,641
	その他資本剰余金		8,457
	利益準備金		705
	その他利益剰余金		6,141
	その他		—
	自己株式(△)		—
	自己株式申込証拠金		—
	社外流出予定額(△)		485
	その他有価証券の評価差損(△)		—
	新株予約権		—
	営業権相当額(△)		—
	のれん相当額(△)		—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)		—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)		—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)		58,161
	繰延税金資産の控除金額(△)		—
計	(A)	58,161	
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		2,806
	一般貸倒引当金		1,226
	負債性資本調達手段等		6,100
		うち永久劣後債務(注2)	—
		うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	6,100
	計		10,133
	うち自己資本への算入額	(B)	10,133
控除項目	控除項目(注4)	(C)	—
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D)	68,294
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目		604,615
	オフ・バランス取引等項目		7,943
	信用リスク・アセットの額	(E)	612,559
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G) / 8%)	(F)	38,910
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額	(G)	3,112
	計(E) + (F)	(H)	651,469
単体自己資本比率(国内基準) = (D) / (H) × 100 (%)			10.48
(参考) Tier 1比率 = (A) / (H) × 100 (%)			8.92

(注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。

4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(平成26年9月期)

(単位：百万円、%)

項目		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	60,262	
うち、資本金及び資本剰余金の額	51,799	
うち、利益剰余金の額	8,974	
うち、自己株式の額 (△)	—	
うち、社外流出予定額 (△)	511	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,125	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,125	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	6,100	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,438	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	69,927	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	704
うち、のれんに係るものの額	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	704
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	189
適格引当金不足額	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	
前払年金費用の額	—	1,415
自己保有普通株式等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	69,927	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	637,566	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 18,174	
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	704	
うち、繰延税金資産	113	
うち、前払年金費用	1,415	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 25,828	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額	5,419	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	38,474	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	676,040	
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	10.34 %	

自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Kirayaka Bank

定量的な開示事項

■その他金融機関等（自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ございません。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額（単体）

（単位：百万円）

項目	平成25年9月期		平成26年9月期	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
[資産（オン・バランス）項目]				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1	0	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	139	5	466	18
国際開発銀行向け	0	0	—	—
地方公共団体金融機構向け	9	0	14	0
我が国の政府関係機関向け	4,194	167	5,611	224
地方三公社向け	60	2	50	2
金融機関及び第一種金融商品取引事業者向け	53,013	2,120	27,766	1,110
法人等向け	250,310	10,012	259,957	10,398
中小企業等向け及び個人向け	132,719	5,308	138,553	5,542
抵当権付住宅ローン	42,046	1,681	36,874	1,474
不動産取得等事業向け	63,627	2,545	78,817	3,152
三月以上延滞等	3,344	133	2,382	95
取立未済手形	31	1	29	1
信用保証協会等による保証付	5,425	217	5,768	230
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	2	0	2	0
出資等	13,786	551	18,601	744
（うち出資等のエクスポージャー）			18,601	744
（うち重要な出資のエクスポージャー）			—	—
上記以外	35,876	1,435	72,521	2,900
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）			43,047	1,721
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）			8,672	346
（うち上記以外のエクスポージャー）			20,801	832
証券化（オリジネーターの場合）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外の場合）	26	1	17	0
（うち再証券化）	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	7,653	306
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	△ 25,828	△ 1,033
資産（オン・バランス）計	604,615	24,184	629,258	25,170
[オフ・バランス取引等項目]				
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—	—	—
原契約期間が1年以下のコミットメント	348	13	274	10
短期の買戻関連偶発債務	—	—	—	—
特定の取引に係る偶発債務	—	—	—	—
N I F 又は R U F	—	—	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	106	4	124	4
内部格付手法におけるコミットメント	—	—	—	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	7,043	281	7,353	294
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	—	—	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	445	17	411	16
派生商品取引	—	—	56	2
長期決済期間取引	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補充及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—	—	—
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—	—	—
オフ・バランス取引等項目 計	7,943	317	8,220	328
[CVAリスク相当額]（簡便的リスク測定方式）	—	—	84	3
[中央清算機関関連エクスポージャー]	—	—	2	0
合計	612,559	24,502	637,566	25,502

（注）所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

単体総所要自己資本額

（単位：百万円）

項目	平成25年9月期	平成26年9月期
	所要自己資本の額	
信用リスク（標準的手法）	24,502	25,502
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	1,556	1,538
合計	26,058	27,041

信用リスクに対する所要自己資本の額（連結）

（単位：百万円）

項目	平成25年9月期		平成26年9月期	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
〔資産（オン・バランス）項目〕				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1	0	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	139	5	466	18
国際開発銀行向け	0	0	—	—
地方公共団体金融機構向け	9	0	14	0
我が国の政府関係機関向け	4,194	167	5,611	224
地方三公社向け	60	2	50	2
金融機関及び第一種金融商品取引事業者向け	53,013	2,120	27,766	1,110
法人等向け	250,791	10,031	259,806	10,392
中小企業等向け及び個人向け	134,082	5,363	140,012	5,600
抵当権付住宅ローン	42,046	1,681	36,874	1,474
不動産取得等事業向け	63,627	2,545	78,817	3,152
三月以上延滞等	3,510	140	2,511	100
取立未済手形	31	1	29	1
信用保証協会等による保証付	5,425	217	5,768	230
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	2	0	2	0
出資等	8,003	320	12,825	513
（うち出資等のエクスポージャー）			12,825	513
（うち重要な出資のエクスポージャー）			—	—
上記以外	39,118	1,564	76,026	3,041
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）			43,047	1,721
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）			8,247	329
（うち上記以外のエクスポージャー）			24,731	989
証券化（オリジネーターの場合）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外の場合）	26	1	17	0
（うち再証券化）	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	6,943	277
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	△ 25,828	△ 1,033
資産（オン・バランス）計	604,083	24,163	627,715	25,108
〔オフ・バランス取引等項目〕				
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—	—	—
原契約期間が1年以下のコミットメント	348	13	274	10
短期の買戻関連偶発債務	—	—	—	—
特定の取引に係る偶発債務	—	—	—	—
N I F又はR U F	—	—	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	106	4	124	4
内部格付手法におけるコミットメント	—	—	—	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	7,043	281	7,353	294
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	—	—	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	445	17	411	16
派生商品取引	—	—	56	2
長期決済期間取引	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—	—	—
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—	—	—
オフ・バランス取引等項目合計	7,943	317	8,220	328
〔CVAリスク相当額〕（簡便的リスク測定方式）	—	—	84	3
〔中央清算機関関連エクスポージャー〕	—	—	2	0
合計	612,027	24,481	636,023	25,440

（注）所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

連結総所要自己資本額

（単位：百万円）

項目	平成25年9月期	平成26年9月期
	所要自己資本の額	
信用リスク（標準的手法）	24,481	25,440
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	1,612	1,591
合計	26,094	27,032

信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高（地域別、業種別、残存期間別）

〈単体〉

（単位：百万円）

	平成25年9月期					平成26年9月期				
	信用リスク・エクスポージャー中間期末残高					信用リスク・エクスポージャー中間期末残高				
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー	
国内計	1,415,015	926,401	360,667	—	5,006	1,455,728	969,242	384,608	282	4,352
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	1,415,015	926,401	360,667	—	5,006	1,455,728	969,242	384,608	282	4,352
製造業	100,670	95,190	5,282	—	197	101,001	95,214	5,548	—	237
農業、林業	3,852	3,652	200	—	—	3,440	3,240	200	—	—
漁業	36	23	—	—	13	48	48	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	529	529	—	—	—	567	567	—	—	—
建設業	75,461	73,333	2,023	—	104	72,333	69,899	2,361	—	72
電気・ガス・熱供給・水道業	6,680	2,678	4,002	—	—	6,282	2,223	4,058	—	—
情報通信業	5,734	4,057	1,677	—	—	6,094	4,016	2,060	—	17
運輸業、郵便業	20,579	18,924	1,569	—	85	23,874	22,147	1,720	—	7
卸売業、小売業	92,893	89,626	2,723	—	543	93,140	89,767	2,874	—	499
金融業、保険業	164,923	61,699	103,224	—	—	174,554	71,058	103,213	282	—
不動産業、物品賃貸業	153,461	149,365	2,157	—	1,937	164,984	161,228	2,248	—	1,508
各種サービス業	109,473	106,650	1,695	—	1,128	110,757	107,791	1,446	—	1,519
国・地方公共団体	311,717	88,945	222,771	—	—	335,814	104,877	230,937	—	—
その他	369,002	231,725	13,340	—	996	362,832	237,160	27,939	—	490
業種別合計	1,415,015	926,401	360,667	—	5,006	1,455,728	969,242	384,608	282	4,352
1年以下	151,042	141,205	7,677	—	2,159	172,779	143,821	26,837	—	2,120
1年超3年以下	129,763	63,166	66,150	—	446	166,030	73,497	92,391	7	134
3年超5年以下	194,217	104,803	89,323	—	90	194,828	105,448	89,173	—	206
5年超7年以下	173,021	84,635	88,105	—	280	166,728	107,253	59,315	95	64
7年超10年以下	178,185	125,440	52,591	—	153	151,743	112,294	38,905	—	543
10年超	434,911	401,239	31,854	—	1,817	477,074	421,443	54,226	180	1,224
期間の定めのないもの	153,874	5,911	24,963	—	59	126,544	5,483	23,759	—	59
残存期間別合計	1,415,015	926,401	360,667	—	5,006	1,455,728	969,242	384,608	282	4,352

(注) 1. デリバティブ取引は与信相当額ベースであります。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。

(連結)

(単位：百万円)

	平成25年9月期					平成26年9月期				
	信用リスク・エクスポージャー中間期末残高					信用リスク・エクスポージャー中間期末残高				
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー	
国内計	1,415,963	930,431	355,271	—	7,320	1,453,137	971,150	379,380	282	5,081
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	1,415,963	930,431	355,271	—	7,320	1,453,137	971,150	379,380	282	5,081
製造業	102,600	95,345	5,306	—	1,948	101,365	95,369	5,603	—	392
農業、林業	3,852	3,652	200	—	—	3,440	3,240	200	—	—
漁業	36	23	—	—	13	48	48	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	529	529	—	—	—	567	567	—	—	—
建設業	75,461	73,333	2,023	—	104	72,333	69,899	2,361	—	72
電気・ガス・熱供給・水道業	6,680	2,678	4,002	—	—	6,282	2,223	4,058	—	—
情報通信業	5,881	3,904	1,976	—	—	6,331	3,872	2,441	—	17
運輸業、郵便業	20,559	18,924	1,549	—	85	23,854	22,147	1,700	—	7
卸売業、小売業	94,600	91,333	2,723	—	543	93,152	89,767	2,874	—	511
金融業、保険業	159,166	61,699	97,467	—	—	168,842	71,058	97,500	282	—
不動産業、物品賃貸業	153,463	149,365	2,159	—	1,937	164,986	161,228	2,250	—	1,508
各種サービス業	110,031	107,153	1,750	—	1,128	110,824	107,791	1,513	—	1,519
国・地方公共団体	311,717	88,945	222,771	—	—	335,814	104,877	230,937	—	—
その他	371,383	233,543	13,340	—	1,559	365,291	239,056	27,939	—	1,053
業種別合計	1,415,963	930,431	355,271	—	7,320	1,453,137	971,150	379,380	282	5,081
1年以下	154,492	142,923	7,677	—	3,891	173,075	143,976	26,837	—	2,261
1年超3年以下	129,924	63,321	66,150	—	452	166,041	73,497	92,391	7	146
3年超5年以下	194,708	105,294	89,323	—	90	194,842	105,448	89,173	—	219
5年超7年以下	173,035	84,635	88,105	—	294	166,728	107,253	59,315	95	64
7年超10年以下	178,185	125,440	52,591	—	153	151,743	112,294	38,905	—	543
10年超	434,911	401,239	31,854	—	1,817	477,074	421,443	54,226	180	1,224
期間の定めのないもの	150,707	7,576	19,567	—	622	123,631	7,235	18,531	—	621
残存期間別合計	1,415,963	930,431	355,271	—	7,320	1,453,137	971,150	379,380	282	5,081

(注) 1. デリバティブ取引は与信相当額ベースであります。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

(単体)

(単位：百万円)

	平成25年9月期			平成26年9月期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	1,433	△ 206	1,226	1,336	△ 210	1,125
個別貸倒引当金	5,464	△ 349	5,115	5,334	32	5,367
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	6,897	△ 555	6,342	6,671	△ 178	6,493

(注) 一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳については、算定を行っておりません。

(連結)

(単位：百万円)

	平成25年9月期			平成26年9月期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	1,567	△ 219	1,348	1,415	△ 227	1,187
個別貸倒引当金	10,449	△ 886	9,563	7,782	△ 1,170	6,611
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	12,017	△ 1,105	10,912	9,197	△ 1,398	7,799

(注) 一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳については、算定を行っておりません。

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単体)

(単位：百万円)

	平成25年9月期			平成26年9月期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
国内計	5,464	△ 349	5,115	5,334	32	5,367
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	5,464	△ 349	5,115	5,334	32	5,367
製造業	783	△ 9	774	852	△ 99	752
農業、林業	26	3	30	37	8	46
漁業	7	2	10	12	△ 12	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	560	44	605	623	△ 80	542
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1	—	1	1	16	17
運輸業、郵便業	30	61	91	89	△ 78	10
卸売業、小売業	420	141	562	500	59	559
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	1,801	8	1,810	1,748	6	1,755
各種サービス業	1,601	△ 556	1,044	1,279	231	1,510
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	228	△ 44	184	189	△ 18	170
業種別合計	5,464	△ 349	5,115	5,334	32	5,367

(連結)

(単位：百万円)

	平成25年9月期			平成26年9月期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
国内計	10,449	△ 886	9,563	7,782	△ 1,170	6,611
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	10,449	△ 886	9,563	7,782	△ 1,170	6,611
製造業	2,502	△ 11	2,490	999	△ 49	949
農業、林業	26	3	30	37	8	46
漁業	7	2	10	12	△ 12	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	560	44	605	623	△ 80	542
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1	—	1	1	16	17
運輸業、郵便業	30	61	91	89	△ 78	10
卸売業、小売業	1,628	62	1,690	1,754	△ 1,195	559
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	1,801	8	1,810	1,748	6	1,755
各種サービス業	2,580	△ 1,038	1,541	1,279	231	1,510
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	1,310	△ 18	1,291	1,235	△ 16	1,218
業種別合計	10,449	△ 886	9,563	7,782	△ 1,170	6,611

業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	単体		連結	
	平成25年9月期	平成26年9月期	平成25年9月期	平成26年9月期
製 造 業	77	—	77	—
農 業、林 業	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	34	—	34	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	5	—	5	—
卸 売 業、小 売 業	—	20	—	131
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	9	90	9	90
各 種 サ ー ビ ス 業	9	—	133	—
国・地 方 公 共 団 体	—	—	—	—
そ の 他	—	—	7	11
業 種 別 合 計	136	110	268	233

標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項（自己資本比率告示第125条、第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〈単体〉

(単位：百万円)

	平成25年9月期		平成26年9月期	
	エクスポージャーの額			
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	—	398,193	—	399,598
10%	665	116,577	1,251	133,578
20%	104,299	16,865	111,718	10,404
35%	—	121,522	—	107,436
50%	38,676	2,005	47,681	470
75%	—	187,846	—	187,735
100%	13,421	413,331	15,647	434,042
150%	—	1,610	—	765
250%	—	—	—	118
1250% (注) 2.	—	—	—	—
合 計	157,061	1,257,953	176,298	1,274,150

(注) 1. 「格付あり」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーやソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

2. 平成25年9月期は、改正前の告示の規定により資本控除した額、平成26年9月期は改正後の告示の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーの額を計上しております。

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成25年9月期		平成26年9月期	
	エクスポージャーの額			
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	—	398,193	—	399,598
10%	665	116,577	1,251	133,578
20%	104,299	16,865	111,718	10,404
35%	—	121,522	—	107,436
50%	38,676	2,086	47,681	546
75%	—	190,861	—	190,193
100%	13,421	411,184	15,647	431,457
150%	—	1,610	—	777
250%	—	—	—	118
1250% (注) 2.	—	—	—	—
合 計	157,061	1,258,901	176,298	1,274,111

(注) 1. 「格付あり」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーやソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

2. 平成25年9月期は、改正前の告示の規定により資本控除した額、平成26年9月期は改正後の告示の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーの額を計上しております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	平成25年9月期	平成26年9月期
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	21,774	35,645
保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	58,588	57,616

(注) 適格金融資産担保には、貸出金と自行預金の相殺が可能なエクスポージャー（平成25年9月期：12,357百万円、平成26年9月期：15,395百万円）を含んでおります。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

イ. 与信相当額の算出に用いる方式

通貨関連取引等の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して与信相当額を算出する方式をいいます。

ロ. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

該当ございません。

ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位：百万円)

	平成25年9月期		平成26年9月期	
	単体	連結	単体	連結
与信相当額	—	—	282	282
派生商品取引	—	—	282	282
外国為替関連取引	—	—	—	—
金利関連取引	—	—	282	282
株式関連取引	—	—	—	—
その他取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

ニ. ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

(単位：百万円)

	平成25年9月期	平成26年9月期
ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額	—	—

ホ. 担保の種類別の額

該当ございません。

ヘ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

	平成25年9月期		平成26年9月期	
	単体	連結	単体	連結
与信相当額	—	—	282	282
派生商品取引	—	—	282	282
外国為替関連取引	—	—	—	—
金利関連取引	—	—	282	282
株式関連取引	—	—	—	—
その他取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

ト. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつプロテクションの購入又は提供の別に区分した額

該当ございません。

チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

銀行及び連結グループがオリジネーターである証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項
該当ございません。

銀行及び連結グループが投資家である証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項

- (1) 保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成25年9月期		平成26年9月期	
	単体	連結	単体	連結
住宅ローン債権	131	131	87	87
合計	131	131	87	87

(注) オフ・バランス取引については該当ございません。

投資家として保有する再証券化エクスポージャーの額
該当ございません。

- (2) 保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成25年9月期				平成26年9月期			
	単体		連結		単体		連結	
	残高	所要自己資本の額	残高	所要自己資本の額	残高	所要自己資本の額	残高	所要自己資本の額
20%	131	1	131	1	87	0	87	0
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	131	1	131	1	87	0	87	0

(注) オフ・バランス取引については該当ございません。

投資家として保有する再証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本の額
該当ございません。

- (3) 自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ございません。

投資家として保有する証券化エクスポージャーのうち、自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額
該当ございません。

- (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ございません。

- (5) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ございません。

マーケット・リスクに関する事項

連結グループは国内基準採用行であり、マーケット・リスクは算出しておりません。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間貸借対照表計上額

○銀行勘定における出資等の中間貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	平成25年9月期				平成26年9月期			
	単体		連結		単体		連結	
	中間貸借対照表計上額	時価	中間貸借対照表計上額	時価	中間貸借対照表計上額	時価	中間貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額	4,545		4,768		4,690		5,049	
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額	6,914		1,203		6,906		1,182	
合計	11,459		5,971		11,596		6,232	

○子会社・関連会社株式の中間貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成25年9月期	平成26年9月期
子会社・子法人等	5,865	5,865
関連法人等	17	17
合計	5,883	5,883

出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成25年9月期		平成26年9月期	
	単体	連結	単体	連結
売却損益額	△13	△13	3,353	3,353
償却額	1	1	—	—

中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成25年9月期		平成26年9月期	
	単体	連結	単体	連結
中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額	663	872	920	1,240

中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

該当ございません。

銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する銀行勘定の経済的価値の増減額

(単位：百万円)

平成25年9月期	平成26年9月期
△3,689	△3,529

(注) 計算方法及び前提条件

- 銀行勘定の金利リスク量は、保有期間1年、5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値によって計算される経済的価値の低下額としております。
- 流動性預金のうちコア預金（明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金）は内部モデルにて金利リスクを算定しております。